

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考
特A重油 12,000L	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長千葉信雄 世田谷区上用賀1-18-1	平成20年6月9日	株式会社内藤 代表取締役 内藤 英一 埼玉県桶川市南1-8-7	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	—	1,287,720	—	0	少額随契
ガスクロマトグラフ質量分析装置 1式 修理	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長千葉信雄 世田谷区上用賀1-18-1	平成20年6月16日	アジレント・テクノロジー株式会社 ライフサイエンス・化学分析部長 合田 豊治 東京都八王子市高倉町9-1	当該物品に係る国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,537,200	—	0	別添1
平成20年度水道水質精度管理調査用統一試料作製 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長千葉信雄 世田谷区上用賀1-18-1	平成20年6月30日	和光純薬工業株式会社 東日本営業部長 原利和 東京都中央区日本橋本町4-5-13	公募を実施し、資料を審査した結果、適正な業務の実施が可能と認められたことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするもの。	—	5,460,000	—	0	

(別添1)

随意契約理由の詳細

当所食品部では、食品中の農薬分析に関する研究等を行っているところであり、これらの研究業務のためにガスクロマトグラフ質量分析装置を使用しているところである。

当機器は、上記業務の必要機器として平成15年に購入した機器であるが、今般、当該機器の四重極部分の劣化がみられ、分析対象の高感度測定ができない状態となり、機器の使用ができず、業務に支障をきたしている。

このため、専門業者に修理を依頼する必要があるが、当該機器は米国アジレント社の製品であり、修理メンテナンス等のサービスに関しての国内における取扱業者は、アジレントテクノロジー（株）のみであるため、本件においては当該業者に依頼せざるを得ない。

以上により、本件においては、当該業者が国内唯一の取扱業者であるため、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するためアジレントテクノロジー（株）と随意契約した。

また、本件においては、当該業者が国内唯一の取扱業者であるため、競争性のある契約方法への移行は困難である。